付 受 印 5

市町村民税 給与支払報告 / 道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

記載例：一括徴収

整理番号	

富田林市長 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	富田林市常盤町△△―△△ 富田林第2ビル
名称	〇〇商事株式会社
個人番号又は法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

担当者

	経理課給与 係
氏名	富田林 税太郎
電話	0721 △△ － △△△△

4年度	特別徴収指定番号	
	宛名番号	
5年度	特別徴収指定番号	1234567
	宛名番号	9876543

給与所得者

フリガナ	トンダバヤシ キンジロウ	新姓
氏名	富田林 金次郎	
生年月日	大・昭・平 1年 2月 3日	
個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
住所 1月1日現在	富田林市甲田□丁目□□―□□	
住所 異動後		

(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
円	例）11月10日納期限分の場合→10月分				
120,000	6 月分から 7 月分まで	8 月分から 5 月分まで	〇〇年	1 転勤・転籍 (2) 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 少額・不定期 7 その他 ( )	❶ 特別徴収継続 (2) 一括徴収 ❸ 普通徴収（本人が納付する）
	20,000 円	100,000 円	〇月〇〇日		

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

❶特別徴収継続 の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収する場合は記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）	所在地 〒 フリガナ 名称	特別徴収指定番号	担当者	氏名	新しい勤務先へは 月割額 円を 月分（翌月10日納期限）から 徴収し、納入するよう連絡済です。
		受給者番号		電話	
		法人番号			

❷一括徴収 の場合（給与等の支給が終わった後の未徴収税額を一括徴収する場合は、記入してください。）

該当する項目に 〇 をしてください。

(1) 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため

徴収予定額合計((ウ)と同額) 100,000 円

左記の一括徴収した税額は 8月分(翌月10日納期限)で納入します

❸一括徴収しない（普通徴収の） 場合（❶・❷に当てはまらない場合は、記入してください。）

該当する項目に 〇 をしてください。なお、異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため
2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため
3 死亡による退職のため

旧特別徴収処理欄			点検
4年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	
5年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	

注意事項等

1 本書は、特別徴収（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引きしている）の従業員等が、退職及び転勤等した場合に、ご提出いただく用紙です。
提出期限は、該当の従業員等の給与等の最終支給月の翌月10日までです。 従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
2 太線 ▭ で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
3 退職者については、本書とは別に、翌年の1月31日（土日の場合は、2月第1月曜日）までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。
4 退職等により給与等の支給がなくなった場合、その年の1月1日から退職時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。

A	B	C	D	E	F

付
受　印
5

市町村民税　給与支払報告
道府県民税　特別徴収　に係る給与所得者異動届出書

記載例：退職による普通徴収

整理番号	

富田林市長　様

令和〇〇年〇〇月〇〇日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	富田林市常盤町△△―△△ 富田林第2ビル
名称	〇〇商事株式会社
個人番号又は法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

担当者

	経理課給与　係
氏名	富田林　税太郎
電話	0721　△△　－△△△△

4年度	特別徴収指定番号	
	宛名番号	
5年度	特別徴収指定番号	1234567
	宛名番号	9876543

給与所得者

フリガナ	トンダバヤシ　キンジロウ
氏名	富田林　金次郎
新姓	
生年月日	大・昭・平　1年　2月　3日
個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
住所 1月1日現在	富田林市甲田□丁目□□―□□
住所 異動後	

(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
円	例）11月10日納期限分の場合→10月分				
120,000	6　月分から 7　月分まで	8　月分から 5　月分まで	〇〇年	1 転勤・転籍 (2) 退職　3 死亡 4 休職　5 長欠 6 少額・不定期 7 その他 （　　）	❶特別徴収継続 ❷一括徴収 (❸)普通徴収 （本人が納付する）
	20,000 円	100,000 円	〇月〇〇日		

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

❶特別徴収継続　の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収する場合は記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）	所在地 〒	特別徴収指定番号	担当者	氏名	新しい勤務先へは
	フリガナ	受給者番号		電話	月割額　　円を　月分（翌月10日納期限）から
	名称	法人番号			徴収し、納入するよう連絡済です。

❷一括徴収　の場合（給与等の支給が終わった後の未徴収税額を一括徴収する場合は、記入してください。）

該当する項目に 〇 をしてください。
1　異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため
2　異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため

徴収予定額合計((ウ)と同額)　円

左記の一括徴収した税額は　月分(翌月10日納期限)で納入します

❸一括徴収しない（普通徴収の）　場合（❶・❷に当てはまらない場合は、記入してください。）

該当する項目に 〇 をしてください。なお、異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
(1) 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため
2　異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため
3　死亡による退職のため

旧特別徴収処理欄			点検
4年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	
5年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	

注意事項等

1　本書は、特別徴収（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引きしている）の従業員等が、退職及び転勤等した場合に、ご提出いただく用紙です。
　提出期限は、該当の従業員等の給与等の最終支給月の翌月10日までです。　従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
2　太線 ▭ で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
3　退職者については、本書とは別に、翌年の1月31日（土日の場合は、2月第1月曜日）までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。
4　退職等により給与等の支給がなくなった場合、その年の1月1日から退職時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。

A	B	C	D	E	F

付 受 印 5

市町村民税 給与支払報告 / 道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

記載例：義務者変更

整理番号	

富田林市長 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	富田林市常盤町△△―△△ 富田林第2ビル
名称	〇〇商事株式会社
個人番号又は法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

担当者

	経理課給与 係
氏名	富田林 税太郎
電話	0721 △△ － △△△△

4年度	特別徴収指定番号	
	宛名番号	
5年度	特別徴収指定番号	1234567
	宛名番号	9876543

給与所得者

フリガナ	トンダバヤシ キンジロウ	新姓
氏名	富田林 金次郎	
生年月日	大・昭・平 1年 2月 3日	
個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
住所 1月1日現在	富田林市甲田□丁目□□―□□	
住所 異動後		

(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
円	例）11月10日納期限分の場合→10月分				
120,000	6 月分から 7 月分まで	8 月分から 5 月分まで	〇〇年	1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 少額・不定期 7 その他 ( )	❶特別徴収継続 ❷一括徴収 ❸普通徴収（本人が納付する）
	20,000 円	100,000 円	〇月〇〇日		

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

❶特別徴収継続 の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収する場合は記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）

所在地 〒	584-0031 富田林市寿町△△―△△
フリガナ	マルマルコーポレーションカブシキガイシャ
名称	〇〇コーポレーション株式会社
特別徴収指定番号	23456789
受給者番号	〇〇〇〇
法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
担当者 氏名	〇〇
電話	0721-△△-△△△△

新しい勤務先へは 月割額 10,000円を 8月分（翌月10日納期限）から 徴収し、納入するよう連絡済です。

❷一括徴収 の場合（給与等の支給が終わった後の未徴収税額を一括徴収する場合は、記入してください。）

該当する項目に 〇 をしてください。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため

徴収予定額合計((ウ)と同額) 円

左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します

❸一括徴収しない（普通徴収の） 場合（❶・❷に当てはまらない場合は、記入してください。）

該当する項目に 〇 をしてください。なお、異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため
2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため
3 死亡による退職のため

旧特別徴収処理欄

4年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検
5年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検

注意事項等

1 本書は、特別徴収（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引きしている）の従業員等が、退職及び転勤等した場合に、ご提出いただく用紙です。
提出期限は、該当の従業員等の給与等の最終支給月の翌月10日までです。 従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
2 太線 ▭ で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
3 退職者については、本書とは別に、翌年の1月31日（土日の場合は、2月第1月曜日）までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。
4 退職等により給与等の支給がなくなった場合、その年の1月1日から退職時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。

A	B	C	D	E	F